

○高砂市自主防災組織補助金交付要綱

平成10年3月31日高砂市訓令第7号

改正

平成15年3月31日高砂市訓令第9号
平成16年5月17日高砂市訓令第10号
平成17年3月31日高砂市訓令第13号
令和6年3月29日高砂市訓令第5号
令和7年3月31日高砂市訓令第8号

高砂市自主防災組織補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織に対し、実践力を高めるために実施される訓練及び研修並びに防災資機材の整備に要する経費を補助することにより、地域における自主防災活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主的に防災活動を行う組織で、自治会等を単位として構成されているものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、自主防災組織が自主防災活動を行う際に必要となる実践力を高めるために実施する訓練及び研修並びに防災資機材の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、高砂市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。ただし、高砂市消防器具整備費助成金交付要綱（平成2年高消本訓令第6号）第2条第1号に規定する消防器具に係る経費については、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、新たに自主防災組織を設立しようとする場合にあっては別表第2の設立補助金の項に定める額、既に団体を設立している場合にあっては同表の運営補助金の項及び活動補助金の項に定める額を合算した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 市長は、補助金の交付を受けようとする自主防災組織に対し、高砂市自主防災組織事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。

- (1) 自主防災組織事業計画書（様式第2号）
- (2) 自主防災組織収支予算書（様式第3号）
- (3) 自主防災組織補助金額内訳（様式第4号）
- (4) 役員名簿（様式第5号）

2 前項第2号の自主防災組織収支予算書の収入の部の内訳には、補助金以外の財源を含んでいなければならない。

3 前項第2号の自主防災組織収支予算書の支出の部の内容は、全て第4条に規定する補助金の交付の対象となる経費となっていなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、高砂市自主防災組織事業補助金交付決定通知書により、当該申請をした自

主防災組織に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(補助金の交付方法)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「補助組織」という。）に対し、高砂市自主防災組織事業補助金請求書（様式第6号）により、補助金の交付の請求を行わせるものとする。

- 2 市長は、補助金を概算払により交付する。

(実績の報告)

第9条 市長は、補助組織に対し、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに、高砂市自主防災組織事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、報告させるものとする。

- (1) 自主防災組織事業報告書（様式第8号）
- (2) 自主防災組織収支決算書（様式第9号）
- (3) 自主防災組織監査報告書（様式第10号）
- (4) 当該補助金に係る事業の内容が分かる写真又は資料
- (5) 当該補助金に係る経費の支出を証明する領収書等の写し

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、高砂市自主防災組織事業補助金確定通知書により、当該報告をした補助組織に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定による審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助組織に対し、同条の規定による通知とともに、補助金の返還を求めることができる。この場合において、補助金の返還を求められた補助組織は、当該年度の出納閉鎖日までに、当該返還を求められた補助金を返還しなければならない。

- (1) 別表第2の活動補助金に係る訓練に参加した世帯の数について、自主防災組織事業報告書の活動事業の項目における事業への参加世帯数の合計数が自主防災組織事業計画書の活動事業計画の項目における事業への参加予定世帯数の合計数より少ない場合
- (2) 自主防災組織収支決算書の支出の部の決算額の合計額が第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた額より少ない場合

- 2 前項の規定に返還を求める補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の規定に該当する場合 同号の場合におけるその差の数に100円を乗じて得た額
- (2) 前項第2号の規定に該当する場合 同号の場合におけるその差額

(補助金の交付手続に関するその他の事項)

第12条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるものを除くほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日高砂市訓令第9号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月17日高砂市訓令第10号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日高砂市訓令第13号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和 6年3月29日高砂市訓令第5号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7年3月31日高砂市訓令第8号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分		内 容
訓練及び研修に要する経費	情報収集・伝達訓練	1 訓練（会場借上料、訓練保険料、炊き出し用材料費） 2 研修（研修講師謝金（謝礼品を除く。）、防災関連講座受講料、文具品費、飲料代（アルコール飲料を除く。）、印刷代、コピー用紙代、プリンター用インク代、啓発物品（啓発のために必要不可欠なもので、最小限のものに限る。））
	避難訓練	
	救出・救護訓練	
	資機材組立訓練	
	炊き出し訓練	
	その他訓練・研修	
防災資機材の整備に要す	救出・障害物除去用具	ボール、ジャッキ、丸太、折り畳みはしご、のこぎり、チェーンソー、替刃、おの、スコップ、つるはし、なた、ペンチ、鉄線ハサミ、大ハンマー、片手ハンマー、金づち、一輪車、リヤカー、ロープ、ゴムボート
	情報伝達用具	電池メガホン、ラジオ、無線機（電波利用料を含む。）
	消火用具	消火器（詰め替えを含む。）、バケツ、可搬ポンプ、砂袋
	救護用具	折り畳み担架、救急セット、テント、救護用シート、マット、毛布、車椅子、椅子、簡易ベッド

る 経 費	避難用具	懐中電灯、避難誘導灯、警笛、標識旗、腕章
	給食給水用具	釜、鍋、やかん、受水槽、ろ水器、燃料（薪、炭、石油等）、カセットコンロ、ガスボンベ、備蓄食料、備蓄用ミルク、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、割り箸、ラップ、アルミホイル
	その他の用具	ブルーシート、簡易トイレ、簡易トイレ取替用附属品、簡易間仕切り、簡易敷物、発電機、燃料タンク、投光器、ポータブル電源、コードリール、石油ストーブ、カセットガスストーブ、雨かっぱ、ヘルメット、手袋、電池、防護服、マスク、消毒液 上記用具を収納するための簡易な倉庫
その他		市長が必要と認めるもの

別表第2（第5条関係）

区分	補助金額
設立補助金	1団体の構成世帯の数が、50世帯以下のときは10万円とし、50世帯を超えるとときは10万円に、当該構成世帯の数から50を減じて500円を乗じて得た額を加算した額以内とする。
運営補助金	1団体の構成世帯の数が、50世帯以下のときは年額5,000円とし、50世帯を超えるとときは5,000円に、当該構成世帯の数から50を減じて100円を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額が5万円を超えるとときは5万円とする。
活動補助金	団体が自主防災訓練をする場合には、1日につき訓練に参加した世帯の数に、100円を乗じて得た額とする。